**非稼働病棟を有する医療機関への対応について**

資料２

資料３

**１　昨年度の委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針**

（１）全ての非稼働医療機関へ書面で、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病床の今後の運用見通し計画を照会する。（第１回）

（２）委員となっている非稼働病床を有する公的病院（新城市民病院）に、必要に応じて、書面での回答を補足する説明を求める。（第１回）

（３）「新城市作手診療所」及び「医療法人愛鳳会 荻野医院」について、改めて書面で、非稼働病棟の今後についてどのような取り組みを考えているかを照会する。（第２回）

（４）照会結果を次回の委員会へ報告し、構想区域内の医療機関の今後の対応について検討する。（第２回）

**２　今年度の概要**

**（１）**非稼働病棟の現状を把握するため、令和２年８月に令和２年度第１回東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会にあわせて病院、有床診療所を対象に、調査を実施した。

　　　調査対象

　　　　非稼働病棟を有する病院、有床診療所

　　　　３施設（公立・公的２施設、その他の医療機関１施設）

|  |
| --- |
| 非稼働病棟の定義  病床が全て稼働していない病棟（ 過去１年間に一度も入院患者を収  容しなかった病床のみで構成される病棟 |

**（２）　書面照会の結果**

　　　　令和３年１月に上記３施設に照会し、令和３年２月時点での状況を別紙資料２－３のとおり資料をまとめた。

**３　今後の予定（事務局案）**

　　非稼働病床を有する医療機関に関して、令和３年度第1回の地域医療構想推進委員会において書面、又は委員会への出席によりヒアリングを行う。